令和7年度 十三湖農地防災事業

芦野頭首工管理橋架設工他工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工管理橋架設工他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振 興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び「施設機械工事等共通 仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書及び共通仕様書(施)に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき、芦野頭首工管理橋の架設及び保護護岸工事等を行うものである。

2 工事場所

青森県つがる市稲垣町下繁田川袋島地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 一般

河 川 名:一級河川岩木川

流 域 面 積:2,540km2

計画高水流量: 3,900m3/s (計画高水位 HWL5.736m)

地 質:沖積層

(2) 管理橋保護護岸工

ア	管理橋保護護岸(仮設護岸)	撤去工	178 m²
1	管理橋保護護岸工		1式

(3) 管理橋下部工

ア 橋台 1箇所

(4) 連節ブロック移設工

ア 連節ブロック移設 2,916 個

(5) 管理橋工

ア 管理橋架設 10.51m

イ 薄層舗装

(ア)	高水敷区間	(単純桁 L=10.510m)	22 m^2
(イ)	高水敷区間	(3径間連続桁 L=70.380m)	144 m^2
(ウ)	頭首工区間	(2径間連続桁 L=52.400m)	131 m²

(6) 鋼製付属設備

(0)	判表门 	
ア	P2 堰柱防護柵	1式
イ	P3 堰柱防護柵	1式
ウ	P4 堰柱防護柵	1式
エ	管理橋進入防止柵	1式
(7)	仮設工	1式

4 工事数量

別紙-1 (土木工事)及び別紙-2 (管理橋架設工事)並びに別紙-3 (鋼製付属設備製作据付工事)の「工事数量表」のとおりとする。

第3章 施工条件

1 工程制限

河川法の協議に基づく許可条件により、河川内工事については、原則として10月11日~翌年3月10日の期間で実施するものとする。

なお、準備工、後片付け等において、10月11日~翌年3月10日の期間以外に高水敷等で作業 が必要となる場合は、監督職員と事前に協議し、承諾を得た場合は実施できるものとする。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等82日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の 確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示 した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定で きる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-4により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 204日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-4と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設 置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期:契約締結の日から令和8年3月10日(工事完了期限日)まで

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 なお、工事用道路は両受注者の共用とし、その維持管理は本工事の受注者が行わなければならない。

(1) 芦野頭首工ゲート設備整備工事 (令和7年7月上旬~令和8年9月15日(予定))

3 搬入路

現場への搬入路は、20 t セミトレーラーの進入が可能である。

4 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、 工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、工種毎の初期段階において、騒音、振動調査を工事現場敷地境界で実施するも

のとする。

(2) 交通対策

公道の利用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさぬようにするものとする。冬期間の通行については、十分注意し、事故防止に努めなければならない。

また、工事車両が現場から公道へ乗り入れる場合は、タイヤなどの泥を極力除去してから通行するものとし、路面の汚れが生じた場合は速やかに清掃し、道路の汚損防止に努めるものとする。

(3) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、 交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が 生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
河川内工事用進入路 (上流)	1名/日	1名	昼間	無
河川内工事用進入路 (下流)	1名/日	1名	昼間	無

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5 関係機関との調整

(1) 関係諸法令、諸規則の遵守

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

(2) 道路法に基づく協議

本工事で使用する仮設道路は、道路法適用(公道取付け区間)工事であり、監督職員が提示する道路の使用に関する条件を厳守するものとする。

受注者は工事施工に当たり監督職員と十分に打合せのうえ、現場状況と比較し疑義が生じた場合には、速やかに協議すること。

6 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架 空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用道路

施工現場及び河川外仮設ヤードへの資機材搬入は、県道 43 号五所川原車力線を利用するものとする。使用前には路面状態を監督職員と確認を行うものとする。

なお、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2 仮設工

(1) 仮設ヤード

ア 工事期間中は、河川高水敷地を河川内仮設ヤードとして使用できるものとするが、

洪水対策など施工計画書と合わせて提出するものとする。

イ 仮設ヤードの維持管理については、受注者の責任において実施するものとし、使用 前には計測及び写真撮影など現状の確認を行い、使用後は本工事において原形への復 旧を行うものとする。

なお、善良な使用にも関わらず補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地は図面に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

	47日(57日田(57))		O (1/1)		100000000000000000000000000000000000000	W 0 0
名 称	地	先	名		搬出予定量	摘 要
中里山受入地	北津軽郡中泊町	大字浅	井字尾	別地内	66m3	土砂

(2) 指定している受入先で、建設発生土の受入れが難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

4 河川外仮設ヤード

河川外仮設ヤードは図面に示す箇所とし、搬出入予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
		2,734個	連節ブロック(Aタイプ)
施工ヤード1	つがる市稲垣町下繁田磯桜103	4個	連節ブロック(Bタイプ)
		1基	管理橋

名 称	地 先 名	搬入予定量	摘 要
旧小学校ヤード	つがる市稲垣町下繁田磯松141番	2,912個	連節ブロック(Aタイプ)
旧小子校イート	うかる川相垣町「紫田機松141番	4個	連節ブロック(Bタイプ)

5 除雪工

除雪対象範囲は構造物周辺、施工ヤード及び工事用道路とし、構造物等周辺は人力、施工ヤード及び工事用道路は機械除雪するものとする。

なお、積雪深10cm以上で除雪を行った場合は、除雪実施状況(除雪深、除雪の範囲、除雪 方法等)を監督職員に報告するものとする。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、別図-1「工事用地図」に示すとおりである。

- (1) 河川外仮設ヤードについては、発注者がつがる市及び地権者と借地契約を行い工事期間使用するものとするが、風による資材の飛散など、周辺水田及び住宅地への影響がないように留意し使用しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙-5に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」 に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

第7章 支給材料

1 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

品 名	規	格		単位	数量	備	考
管理橋	単純鋼床版橋	桁長10.51m	幅2.25m	橋	1		

2 引渡し場所

つがる市稲垣町下繁田磯桜 103 (施工ヤード1)

3 引渡し時期

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

4 引渡し方法

引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を 得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法(平成30年5月30日公布)に基づき国に登録された 民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証工場) での製造品とする。

(1) 鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD345 D13

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類		呼び強度 (N/mm²)	スランフ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法(mm)	水セメント比	セメントの 種類	使用目的
無筋コンクリー	-}	18	8	25	65%以下	BB	コンクリート格子張 護岸,法留コンク リート,小口止, 基礎コンクリート
鉄筋コンクリー	-}	24	12	25	55%以下	BB	橋台

粗骨材最大寸法25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

(3) 目地材

目地板 エラスチックフィラー t=10mm

引張強さ 0.98N/mm2 以上、硬度 30HS 以上

回復率 90%以上

(4) 野芝

半土付 30.0 cm×37.1 cm

2 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物	
鉄筋	カタログ、([納品時]ミルシート)	
コンクリート	配合報告書、試験成績書	
エラスチックフィラー	カタログ、試験成績書	
野芝	見本	

材料名	提出物
遮水シート	カタログ
薄層舗装材	カタログ、試験成績書

3 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規格	調達地域等
敷鉄板	t=22mm	つがる市

第10章 施 工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点は、下表に示す基準点を使用するものとする。

	既知点	基準点	備考
	農芦 1 No. 1	X: 104272.060m Y:-35836.882m H:7.330m	右岸
ſ	農芦 2 No. 1	X: 104003.690m Y:-36078.576m H:7.404m	左岸

(2) 検測又は確認

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監 督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔 確認 対象	備考
管理橋保護護岸工	基準高、厚さ、法長、 施工延長	施工完了時点2箇所		

2 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設	住 所	受け入れ 時 間	事業区分
コンクリート塊 (無筋)	(有)晃新	青森県つがる市下牛 潟字鷲野沢 29-176	8時~17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック	(株)新岡組	青森県北津軽郡鶴 田町大字廻堰字大 沢81-188	8時~17時	再資源化 施設業者

3 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
ごとの	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
作業内	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
容及	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
が解体	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
方法	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4 土工

(1) 掘削

掘削土は、現場内で流用するものとし、残土が発生した場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

(2) 埋戻し

埋戻し材料は、掘削土を流用し優先的に使用することとするが、掘削土が埋戻材に適さないと考えられる場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

5 管理橋保護護岸工

- (1) 管理橋保護護岸(仮設護岸)撤去工 撤去した連節ブロックについては、旧小学校ヤードに運搬し保管することとする。
- (2) 管理橋保護護岸工

管理橋保護護岸工におけるコンクリート構造物について、プレキャストコンクリート製品を導入することにより「省人化」や「工期短縮」、「安全性の向上」等が期待される場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

6 管理橋

- (1) 管理橋は、施工ヤード1で保管している過年度工事で製作済のものを架設することとする。
- (2) 架設は、共通仕様書(施)第3章7節から第8節及び第10章第5節によるものとし、 詳細については監督職員と協議するものとする。
- (3) 床版の舗装は、樹脂系すべり止め舗装とし、規格仕様はRPN-502とする。

7 その他

(1) 原形復旧工

水田復旧等の原形復旧について、本工事に変更追加する場合がある。

- (2) 電気設備
 - 左岸取水制水門配線工事について、本工事に変更追加する場合がある。
- (3) 除草等 堤防や仮設ヤード等の除草等について、本工事に変更追加する場合がある。

第11章 鋼製付属設備

1 設計

(1) 一般事項

ア 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書等について照査し、設備の製造 設計を行うものとする。

イ 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置 条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

- ウ 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- エ 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。
- (2) 設計諸元

柵の高さは 1,100mm 以上とする。

(3) 材料

ア 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。

イ 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等 を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

	- ,	, - 0
	材 料 名	規格
_	一般構造用圧延鋼材(SS400)	JIS G 3101
_	一般構造用角形鋼管(SS400)	JIS G 3466
7	ステンレス鋼 (SUS304)	JIS G 4304

2 構造及び製作

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第2章「機器及び材料」及び第9章「鋼製付属設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書(施)第3章「共通施工」及び第9章「鋼製付属設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書(施)第9章「鋼製付属設備」によるものとするが、受注者の 新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

3 塗装

使用する鋼材は、溶融亜鉛メッキを行うものとする。

4 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

(1) 一般事項

据付は、共通仕様書(施)第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

(2) 据付

ア 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

- イ 設備の据付に重機械等を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意 するものとする。
- ウ 据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確 に据付けなければならない。
- エ
 取付ボルトはステンレス材を使用するものとする。

第12章 施工管理

1 主任技術者等の資格 主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 施工管理

(1) 工事現場等における遠隔確認について

- ア 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- イ 遠隔確認の活用は、別紙-6の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」 によるものとする。
- ウ 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Micrsoft Teams である。
- エ 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受 発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

- (2) 機器等の導入
 - ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
 - イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なけれ ばならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を 電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による 出来形管理 | 及び「電子化写真データの作成要領(案) | によるものとする。

なお、アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領 (案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https:/dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設

計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 土質
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 第三者との協議により設計変更が生じた場合
- (4) 交通誘導警備員に変更が生じた場合
- (5) 除雪量に変更が生じた場合
- (6) 排雪が必要になった場合
- (7) 仮設ヤードの使用に当たり整備等が必要となった場合
- (8) プレキャストコンクリート製品を導入する場合
- (9) 各種復旧工事が必要となった場合
- (10) 左岸取水制水門配線工事が必要となった場合
- (11) 騒音振動調査の回数を変更する場合
- (12) 除草等の作業が必要となった場合
- (13) 設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成を監督職員が指示した場合
- (14) 施工促進等の対策が必要となった場合
- (15) その他本仕様書に定めないもの

第14章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第15章 その他

- 1 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について
- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

- (2) VE 提案の意義及び範囲
 - ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等 に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を 伴わないものとする。
 - イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - (イ) 工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) に基づき条件変更が確認された後の提案
 - (ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような 工事材料、施工方法等の変更の提案
- (3) VE 提案書の提出
 - ア 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - (イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

- (ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- (カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性 を評価する。
- エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条 の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) の規定に基づくものとする。
- オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- カ オの変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、 工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代 金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合のカの VE 管理費については、変更しないものと する。ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由 等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、 発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

- (1) 工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。
 - ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又はBD-R) 正副2部

4 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者

の設置を要しない。

- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務 手続、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により 明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日 (例:「完成通知書」等における日付)とする。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 web サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、主任監督員 (主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を 図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の 協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

(1)、(2)及び(3)の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費の含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 打合せ記録

工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿 (共通仕様書 様式-42) に記録し、相互に確認するものとする。

6 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案(施工計画)の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案(施工計画)の内容を履行することにより所定 の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができ ない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案(施工計画)における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案(施工計画)の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案(施工計画)の履行状況が確認できる資料及び 技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとす る。

7 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏 日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 補正値(%) = 真夏日率 × 1.2

8 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とする。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア〜サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ〜チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式(洋風)便器

- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能

才 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- ス 擬音装置 (機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)
- (2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア〜カ及び【付属品として備えるもの】キ〜チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本項の対象外とする。

9 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画 書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

3 0 · 3 / 3 0	
計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備
	イ 緑化・花壇
	ウ ライトアップ施設
	エ 見学路及び椅子の設置
	オ 昇降設備の充実
	カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	イ 労働宿舎の快適化
	ウ デザインボックス (交通誘導警備員待機室)
	エ 現場休憩所の快適化
オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等	
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)

	<i>></i>
	イ 盗難防止対策(警報器等)
地域連携	ア 地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む)
	イ 完成予想図
	ウ 工法説明図
	エ 工事工程表
	オ デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む)
	カ 見学会等の開催 (イベント等の実施含む)
	キ 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営
	ク パンフレット・工法説明ビデオ
	ケ 社会貢献

10 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位 又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と 協議したうえ、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場 閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1月 3日までの 6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

- イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるもの とする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、 工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものと する。

- ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものと し、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合 には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04
現場管理費 (率分)	1.06	1. 05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、 工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精 算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、アに示す週単位の補正係数によ る補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに 減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積 算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数 月単位
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1. 02

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数 月単位
排水構造物工		1. 02
構造物とりこわし工	機械	1. 01

11 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

- 12 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更
 - (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準

(以下「積算基準」という。)の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、 実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができ る。

営 繕 費 : 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費 及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別紙-7に 示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計 画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別紙-8に示す実績変更対象経費に 関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画 書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算 書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下「1日未満積算基準」という。) は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積 算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)を示すものとし、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に 乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計 変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」 という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に 係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別紙-9に示す実績変更対象経費に

関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費(率分)の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

- 16 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用 実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加したうえで最大7.5 点を加点評価する。ただし、 工事成績評定の合計は100 点を超えないものとする。

○事業(務)所長用

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

17 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第16章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 管理橋保護護岸工				
(1)作業土工				
床掘り		式	1	
土砂等運搬	建設発生土受入地	式	1	
整地		式	1	
積込 (ルーズ)		式	1	
埋戻		式	1	
基面整正		式	1	
(2)管理橋保護護岸(仮設護岸)撤去工				
連節ブロック撤去	150kg/個以上	m²	178. 000	
連節ブロック運搬	150kg/個以上, 仮設護岸~ 旧小学校ヤード, L=0.6km	m²	178. 000	
連節ブロック荷卸	150kg/個以上	m²	178. 000	
土のう撤去		m3	4. 000	
間詰コンクリート撤去	無筋コンクリート	m3	0. 200	
吸出し防止材撤去		m²	178. 000	
(3)管理橋保護護岸工				
法留コンクリート	H=1.000m 18-8-25 BB	m3	5. 0	
法留コンクリート	H=0.700m 18-8-25 BB	m3	1. 3	
小口止	18-8-25 BB	m3	6. 4	
コンクリート格子	18-8-25 BB	m3	15	
型枠		式	1	
中詰コンクリート	18-8-25 BB	m3	10	
水切り	18-8-25 BB	m3	1. 0	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m²	16	
遮水シート	t=10mm	m3	167. 000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
覆土	発生土	m3	1. 000	
張芝		m²	8. 000	
2. 管理橋下部工				
(1)橋台				
均しコンクリート	18-8-25BB	m3	0. 200	
コンクリート	24-12-25 (20) BB	m3	0. 700	
型枠		式	1	
鉄筋	SD345 D13	ton	0. 072	
3. 連節ブロック移設工				
(1)連節ブロック移設				
連節ブロック移設	150kg/個以上,施工ヤード1~旧小学校ヤード	個	2, 738. 000	
4. 仮設工				
(1)仮設道路工				
敷鉄板	設置~賃料~撤去	m²	5, 224	
(2)安全費				
交通誘導警備員		人	278	
(3)除雪工				
除雪工	工事用道路	m3	9, 610. 000	
5. その他				
(1)運搬費				
仮設材輸送		式	1	
(2)安全費				
融雪処理工	環境配慮型(20kg/袋)	袋	139. 000	
仮設照明設備	灯光車	式	1. 000	
6. 一括計上				
	•			

	<i>y</i> , <u>±</u>	1		
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(1)一括計上				
騒音レベル・振動測定	2 発生源、建設作業(3 側線)	П	2. 000	

別紙-2 (管理橋架設工事)

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費(鋼橋)		式	1. 000	
2. 鋼橋架設工				
(1)移動式クレーン架設工				
移動式クレーン架設工(鋼橋)	高水敷区間 単純桁	式	1. 000	
3. 床版工				
(1)床版工				
橋面舗装工	高水敷区間① (単純桁 L=10.510m)	式	1. 000	
薄層舗装	樹脂系すべり止め	m²	22. 000	
橋面舗装工	高水敷区間② (3径間連 続桁L=70.380m)	式	1. 000	
薄層舗装	樹脂系すべり止め	m²	144. 000	
橋面舗装工	頭首工区間 (2径間連続 桁L=52.400m)	式	1. 000	
薄層舗装	樹脂系すべり止め	m²	131. 000	
4. 直接経費				
(1)直接経費				
機械経費		式	1. 000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 鋼製付属設備製作工				
(1)鋼製付属設備製作工	P2堰柱防護柵			
鋼製付属設備工(製作費)		式	1. 000	
鋼製付属設備工(塗装費)		式	1. 000	
(2)鋼製付属設備製作工	P3堰柱防護柵			
鋼製付属設備工(製作費)		式	1. 000	
鋼製付属設備工(塗装費)		式	1. 000	
(3)鋼製付属設備製作工	P4堰柱防護柵			
鋼製付属設備工(製作費)		式	1. 000	
鋼製付属設備工(塗装費)		式	1. 000	
(4)鋼製付属設備製作工	管理橋進入防止柵			
鋼製付属設備工(製作費)		式	1. 000	
鋼製付属設備工(塗装費)		式	1. 000	
2. 輸送費				
輸送費 (鋼製付属)		式	1. 000	
3. 鋼製付属設備据付工				
(1)鋼製付属設備据付工	P2堰柱防護柵			
鋼製付属設備据付工		式	1. 000	
(2)鋼製付属設備据付工	P3堰柱防護柵			
鋼製付属設備据付工		式	1. 000	
(3)鋼製付属設備据付工	P4堰柱防護柵			
鋼製付属設備据付工		式	1. 000	
(4)鋼製付属設備据付工	管理橋進入防止柵			
鋼製付属設備据付工		式	1. 000	

工期通知書

令和○○年○○月○○日

(分任) 支出負担行為担当官 ○○ ○○ 様

> 住所 商号又は名称 氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事	字 名	〇〇〇〇工事			
工事	場所	○○県○○市○○			
契約予定	至年月日	令和 年 月 日			
工事の) 始 期	令和 年 月 日			
I	期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで			

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

国営十地改良事業の工事施行に伴う十地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
- (2) 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国(以下「発注者」という。)が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
- (3) 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地(以下「仮設用地」という。)として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。
- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。ただし、工事着手前及 び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議のうえ、当 該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって 行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に 支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ア 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整 のうえ、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - イ 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時に おける作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努 めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を 行っておくものとする。
 - また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ウ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、 従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものと する。
- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ア 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤 を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - イ 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支 障となるものの混入がないようにすること。
 - ウ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しな ければならない。

(7)	この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については 受け又は協議して処理するものとする。	は、速やかに発注者の指示を

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等(以下「立会等」という。)について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声をWeb会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの(以下「遠隔確認」という。)であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致 の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的に その機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは 農林水産省が推奨するシステム(以下「推奨システム」という。)を使用する。なお、受注者 は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認 を受けなければならない。

(1)適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2)機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。 本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由 があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2)確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3)確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。 ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像(実施状況)を画面キャプチャ(パソコンの画面表示を静止画像として保存)等で記録し、情報共有システム(ASP)等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用に際しては、以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明 して承諾を得ること。
- (2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報 が含まれる可能性があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。
- (4)受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず 映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行 うこと。
- (5)動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例

当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。

問合せ先:○○工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を 行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事実施に必要な施工管理費用(技術管理費)として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括 計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、 追加で必要となる費用を計上する。

(2)機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表-1のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

公 1 「(公古)な(※101711 ※				
機器等の名称	耐用年数			
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年			
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10年			

表-1 代表的な機器の耐用年数

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

9 特別仕様書(記載例)

一 付別工保育(記	· 中X [71] /
項目	記載例
1. 特別仕様書	第〇章 施工管理
	(○) 工事現場等における遠隔確認について
	1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が
	動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配
	信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で
	工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
	2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する
	実施要領」によるものとする。
	3)農林水産省が推奨する Web 会議システムは、○○○○である。
	4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定さ
	れることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決
	定するものとする。
I	

実績変更対象経費に関する実施計画書

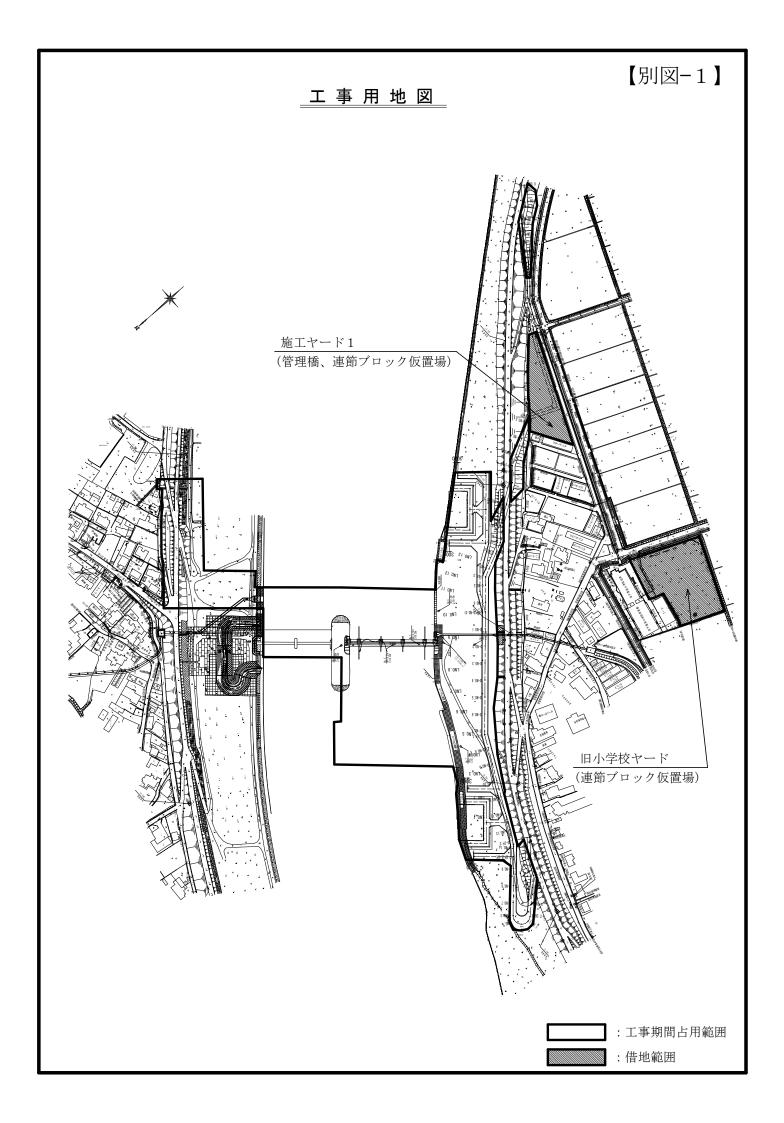
費	目	費用	内 容	計上額
共通仮設	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者	
費			宿舎、倉庫、材料保管場所等	
			の敷地借上げに要する地代	
			及びこれらの建物を建築す	
			る代わりに貸しビル、マンシ	
			ョン、民家等を長期借上げす	
			る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に	
			宿泊する場合に要する費用	
		労働者送	労働者をマイクロバス等で	
		迎費	日々当該現場に送迎輸送(水	
			上輸送を含む)をするために	
			要する費用 (運転手賃金、車	
			両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
現場管理	労務管理	募集及び	労働者の赴任手当、労働者の	
費	費	解散に要	帰省旅費、労働者の帰省手当	
		する費用		
		賃金以外	労働者の食事補助、交通費の	
		の食事、	支給	
		通勤等に		
		要する費		
		用		
	小 計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費	目	費用	内 容	計上額(当初)	計上額 (変更)	差額
共通	営 繕	借上費	現場事務所、試験室、労			
仮設	費		 働者宿舎、倉庫、材料保			
費			管場所等の敷地借上げ			
			に要する地代及びこれ			
			らの建物を建築する代			
			わりに貸しビル、マン			
			ション、民家等を長期			
			借上げする場合に要す			
			る費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル			
			等に宿泊する場合に要			
			する費用			
		労働者	労働者をマイクロバス			
		送迎費	等で日々当該現場に送			
			迎輸送(水上輸送を含			
			む)をするために要す			
			る費用(運転手賃金、車			
			両損料、燃料費等含む)			
	小 計					
現場	労 務	募集及	労働者の赴任手当、労			
管理	管 理	び解散	働者の帰省旅費、労働			
費	費	に要す	者の帰省手当			
		る費用				
			労働者の食事補助、交			
		外の食	通費の支給			
		事、通				
		勤等に				
		要する				
		費用				
	小 計	•				
合 計	<u> </u>					

実績変更対象経費に関する内訳書

費	目	費用	内 容	計上額
共通仮設	運搬費	建設機械	建設機械の運搬等に要する	
費		の運搬費	費用	
	準備費	伐開・除	準備作業に伴う伐開、除根、	
		根・除草	除草作業に要する費用	
		費		
合 計	1	ı		



令和7年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工管理橋架設工他工事

図 面 目 録

図番	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	芦野頭首工平面図	1	
3	管理橋保護護岸工構造図(1/2)	1	
4	管理橋保護護岸工構造図(2/2)	1	
5	管理橋下部工構造図	1	
6	管理橋下部工配筋図	1	
7	管理橋一般図(1/2)	1	
8	管理橋一般図(2/2)	1	
9	敷鉄板配置図	1	
10	管理橋保護護岸仮設撤去図	1	
11	堰柱配置図	1	
12	P2堰柱防護柵配置図	1	
13	P3堰柱防護柵配置図	1	
14	P4堰柱防護柵配置図	1	
15	防護柵組立図	1	
16	管理橋進入防止柵	1	
計		16	